

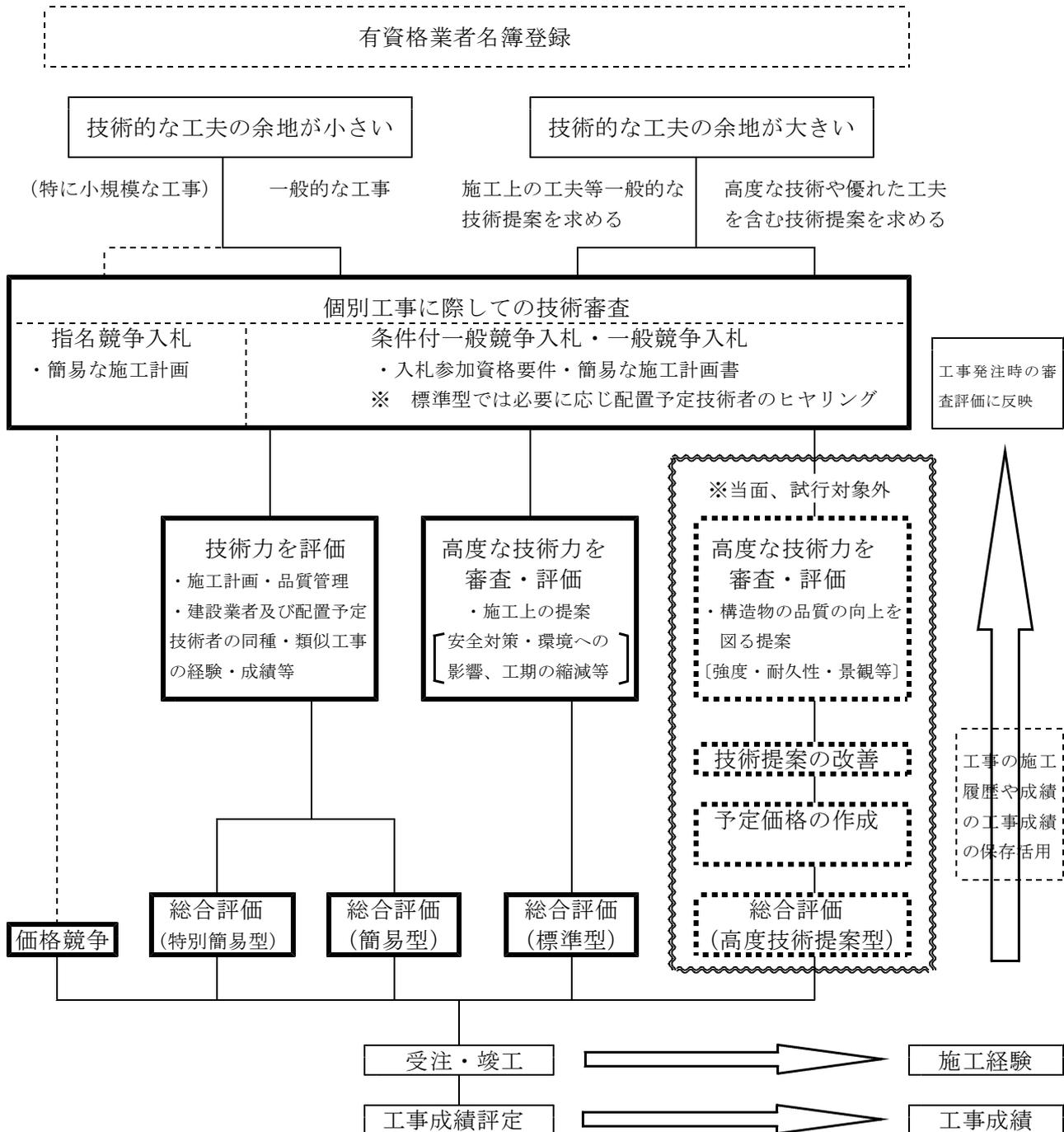
福島県総合評価方式の試行に関する概要

1 総合評価方式の意義

公共工事の入札は、従来「価格のみの競争」が中心であったが、全国的に公共事業費の減少が続く中で、競争が激化し低価格入札が増加し、その弊害として、手抜き工事、下請けへのしわ寄せ、安全対策の手抜きなどが現れ始めている。

このような背景から平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、入札参加者に技術提案を求め、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の取り組みが求められている。総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術力を有する者が施工することになり、品質確保、性能向上、長寿命化、将来の維持管理費の低減あるいは環境対策等において住民、利用者に利益がもたされることとなる。

2 公共工事における技術力の評価・活用



3 総合評価方式の試行適用区分

金額	入札方式	総合評価区分
26.3 億円以上	一般競争入札 (WTO)	○総合評価方式「高度技術提案型」 ※当面、試行対象外
2 億円以上	条件付一般競争入札	○総合評価方式「標準型」 H19 から試行実施
3 千万円以上		○総合評価方式「簡易型」 H18 から抽出して試行実施
1 千万円以上		○総合評価方式「特別簡易型」 H20 から抽出して試行実施
1 千万円未満	指名競争入札 (一部試行)	

		特別簡易型	簡易型	標準型
技術特性		技術的な工夫の余地が小さい工事		技術的な工夫の余地が大きい工事
評価項目		<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術力及び貢献度を評価 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術力に対する評価 配置予定技術者の技術力に対する評価 企業の地域社会に対する貢献度を評価 当該工事の施工計画の適切性に対する評価 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易型の評価項目に加えて、 社会的要請への対応に関する技術提案 (作業日数の短縮、交通規制日数の短縮、騒音・振動対策、水質対策、防塵対策、大気汚染・悪臭対策、歩行者の安全確保など)
加算点		最大 10 点の範囲とする。	最大 30 点の範囲とする。	簡易型の加算点に 1 評価項目 20 点又は 2 項目各 10 点を加え、最大 50 点を原則とする。(特に必要な場合は 2 項目各 20 点で最大 70 点)
審査機関	一般競争	一般競争入札実施要領に基づく施工計画技術審査会		
	条件付	入札参加条件等審査委員会会長が指名する総合評価技術審査会		
申請内容等に対するペナルティ		<ul style="list-style-type: none"> 申請書類等に係る虚偽の申請については不正又は不誠実な行為として厳正に対処する。 落札者決定に反映された技術提案について、履行できなかった場合についても、厳正な措置を行う。 (当面、入札参加資格制限、工事成績の減点を行うが、さらに検討を進める。) 		

標準型については、簡易型の評価項目に加え、当該工事の工事特性の応じて適宜評価項目を設定し評価するものとする。

4 落札者決定基準等

(1) 特別簡易型

特別簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、特別簡易型における加算点の最高点は10点とする。なお、評価基準における基準日は開札予定日とする。

①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年間の同種・類似工事(公共工事に限る。)(※1)において、請負金額が〇〇円以上(※2)の施工実績(※3)がある場合	2点	/ 2.0
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が80点以上の施工実績がある場合	1.5点	/ 1.5
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県優良工事表彰の有無について評価)	過去10年間に福島県発注の〇〇部門(※4)において、優良工事表彰の受賞実績がある場合	1.5点	/ 1.5
	上記以外	0点	
小計点①			/ 5.0

※1：同種・類似工事（公共工事に限る。）とは、〇〇工事及びそれに類する工事で、公共工事とは、国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注工事とする。なお、不明な場合は発注者に問い合わせること。

※2：〇〇円については、当該工事が予定価格事前公表の場合は「予定価格」と記載し、予定価格事後公表の場合は、当該工事の予定価格が含まれる入札参加可能範囲（金額）の下限の金額とする。（一般土木工事で予定価格が5千万円であれば、当該工事の入札参加可能範囲は3千万円以上1億円未満となるため、〇〇円は3千万円とする。）

※3：下請での実績は含まない。

※4：〇〇部門とは、福島県優良工事表彰（農林水産部・土木部）の表彰部門をいう。

②企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
本店等の所在地	入札参加業者の本店、支店又は営業所の所在地を評価 1 入札参加資格要件が〇〇建設事務所管内の時に、当該工事箇所に該当する〇〇土木事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合 2 入札参加資格要件が建設事務所及び隣接3建設事務所管内の時に、当該工事箇所に該当する〇〇建設事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合 3 入札参加資格要件が県内の時に、当該工事箇所に該当する〇〇建設事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合 4 入札参加資格要件に地域要件を設定しない時に、県内に本店がある場合	1.0点	/ 1.0
	上記以外	0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
同一市町村内の工 事実績	過去 10 年間に当該工事箇所と同一の 〇〇市町村内において公共工事の工事实 績がある場合	1.0 点	/ 1.0
	上記以外	0 点	
ボランティア活動 への取組状況	過去 3 年間に当該工事箇所と同一の〇〇 市町村内で、地域の防災活動への取組や 道路・河川愛護活動など企業としてのボ ランティア活動の実績がある場合	1.0 点	/ 1.0
	上記以外	0 点	
除雪、維持補修業 務の履行実績	当該工事箇所が存する〇〇建設事務所 管内において、過去 3 年間に県が発注す る除雪業務委託又は維持補修業務委託 (※5) を履行した実績がある場合	1.0 点	/ 1.0
	上記以外	0 点	
災害時の出勤実績	当該工事箇所が存する〇〇建設事務所 管内において、過去 3 年間に災害時の出 勤実績がある場合 なお、災害時の出勤実績とは、災害時 の対応（土のう積みなど）、巡回パト ロール、水防活動などの企業としての活動 をいう。（維持補修業務委託等に基づく 実績も含む。）	1.0 点	/ 1.0
	県内（当該工事箇所が存する〇〇建設 事務所管内を除く。）において、過去 3 年間に災害時の出勤実績がある場合	0.5 点	
	上記以外	0 点	
小計点②			/ 5.0
合計点			/ 10.0

※5：側溝清掃や除草等あらかじめ施工量と工期が示され、計画的に履行ができる内容の業務委託は対象外。

※様式第 11 号の記載にあたっては、別に示す総合評価方式様式関係記載留意事項を確認すること。

(2) 簡易型

簡易型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、簡易型における加算点の最高点は30点とする。なお、評価基準における基準日は開札予定日とする。

①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年間の同種・類似工事(公共工事に限る。)(※1)において、請負金額が〇〇円以上(※2)の施工実績(※3)がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が80点以上の施工実績がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県優良工事表彰の有無について評価)	過去10年間に福島県発注の〇〇部門(※4)において、優良工事表彰の受賞実績がある場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
品質管理能力	当該企業がISO9001の認証を取得している場合	1点	/ 1.0
	上記以外	0点	
技術者確保数 (当該工事に配置可能な管理技術者又は主任技術者の人員数を評価)	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が参加業者の平均人員数以上の場合	1点	/ 1.0
	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が参加業者の平均人員数未満の場合で、当該工事に関連する技能士資格(建設関係)(※5)のうち〇〇又は△△の資格を有する者を当該工事に配置可能な場合 (下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も可)	0.5点	
	上記以外	0点	
小計点①			/ 5.0

※1：同種・類似工事（公共工事に限る。）とは、〇〇工事及びそれに類する工事、公共工事とは、国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注工事とする。なお、不明な場合は発注者に問い合わせること。

※2：〇〇円については、当該工事が予定価格事前公表の場合は「予定価格」と記載し、予定価格事後公表の場合は、当該工事の予定価格が含まれる入札参加可能範囲（金額）の下限の金額とする。（一般土木工事で予定価格が5千万円であれば、当該工事の入札参加可能範囲は3千万円以上1億円未満となるため、〇〇円は3千万円とする。）

※3：下請での施工実績は含まない。

※4：〇〇部門とは、福島県優良工事表彰（農林水産部・土木部）の表彰部門をいう。

※5：技能士資格（建設関係）とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて実施される資格で、建設関係の37職種（型枠施工、鉄筋施工など）に該当する職種をいう。なお、当該工事に当てはまる職種がない場合は、記載を省略できる。

②配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年間の同種・類似工事（公共工事に限る。）において〇〇円以上の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1点	／ 1.0
	上記以外	0点	
工事成績 （福島県発注の工事について評価）	過去4年間に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績点が80点以上の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	1点	／ 1.0
	上記以外	0点	
資格の保有年数	1級〇〇施工管理技士（※6）の資格を保有して10年以上の経験がある場合	1点	／ 1.0
	上記以外	0点	
優良工事表彰 （福島県優良工事表彰の有無について評価）	過去に福島県発注の〇〇部門（※4）において、監理技術者又は主任技術者として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1点	／ 1.0
	上記以外	0点	
小計点②			／ 4.0

※6：土木、建設機械、建築、電気工事、管工事、造園の中から、当該工事に該当するものを選択のこと。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあつては、法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.5点	／ 0.5
	上記以外	0点	
安全管理	過去10年間に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点	／ 0.5
	上記以外	0点	
環境への配慮	当該企業がISO14001の認証を取得している場合	0.5点	／ 0.5
	上記以外	0点	
地域経済への貢献	県内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合 県外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合	1点	／ 1.0
	上記以外	0点	
	入札参加業者の本店、支店又は営業所の所在地を評価 1 入札参加資格要件が〇〇建設事務所管内の時で、当該工事箇所該当する〇〇土木事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合		

評価内容	評価基準	配点	得点
地域経済への貢献	2 入札参加資格要件が〇〇建設事務所及び隣接建設事務所管内の時、当該工事箇所に該当する〇〇建設事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合	1.5点	/ 1.5
	3 入札参加資格要件が県内の時、当該工事箇所に該当する〇〇建設事務所管内に本店、支店又は営業所がある場合		
	4 入札参加資格要件に地域要件を設定しない時、県内に本店がある場合		
	上記以外	0点	
	過去10年間に当該工事箇所と同一の〇〇市町村内において公共工事の工事実績がある場合	1.0点	/ 1.0
	上記以外	0点	
ボランティア活動など	過去3年間に当該工事箇所と同一の〇〇市町村内で、地域の防災活動への取組や道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	2.0点	/ 2.0
	過去3年間に県内で、地域の防災活動への取組や道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	1.0点	
	上記以外	0点	
次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て応援」の認証を取得している場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」を認証を取得している場合	0.5点	/ 0.5
	上記以外	0点	
新分野進出	過去5年以内で建設業以外の分野への進出をし、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1.0点	/ 1.0
	上記以外	0点	
除雪、維持補修業務の受注実績	当該工事箇所が存する〇〇建設事務所管内において、過去3年間に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託(※7)を受注した実績がある場合	1.0点	/ 1.0
	上記以外	0点	
災害時の出勤実績	<p>当該工事箇所が存する〇〇建設事務所管内において、過去3年間に災害時の出勤実績がある場合</p> <p>なお、災害時の出勤実績とは、災害時の対応(土のう積みなど)、巡回パトロール、水防活動などの企業としての活動をいう。(維持補修業務委託等に基づく実績も含む。)</p>	1.0点	

評価内容	評価基準	配点	得点
災害時の出動実績	県内（当該工事箇所が存する〇〇建設事務所管内を除く。）において、過去3年間に災害時の出動実績がある場合	0.5点	／ 1.0
	上記以外	0点	
小計点③			／ 11.0

※7：側溝清掃や除草等あらかじめ施工量と工期が示され、計画的に履行ができる内容の業務委託は対象外。

④施工計画の適切性に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画評価 (提出された技術審査書の内容を評価)	技術審査書の点数が90点以上の場合	10点	／ 10.0
	技術審査書の点数が85点以上90点未満の場合	8点	
	技術審査書の点数が80点以上85点未満の場合	6点	
	技術審査書の点数が75点以上80点未満の場合	4点	
	技術審査書の点数が70点以上75点未満の場合	2点	
	技術審査書の点数が70点未満の場合	0点	
小計点④			／ 10.0
合計点	小計①～④の合計		／ 30.0

※様式第6～8号の記載にあたっては、別に示す総合評価方式様式関係記載留意事項を確認すること。

※様式9号の記載にあたっては、事務量低減のため、各項目毎にA4版で1枚にまとめること。1枚を超える技術審査書は評価しない。ただし、あらかじめ発注者が2枚以上の枚数をしている場合はこの限りではない。

(3) 標準型の評価項目、加算点

標準型に関する評価項目は、簡易型の評価項目に下表の評価項目を加える。

また標準型における加算点は、簡易型の評価項目による加算点(a)(最高点30点)に下表の項目の加算点(b)を加える。

なお、加算点(b)は、評価項目1項目当たり20点で1項目とするか、又は評価項目1項目当たり10点で2項目とし設定することを基本とする(最高点20点)。

ただし、工事規模や重要度等を勘案し特に必要があると思われる場合は、1項目20点で2項目(最高点40点)とすることも可能。

標準型に関する評価項目については、工事内容に応じて、下表の項目より適宜設定することとするが、工事の特性を考慮して、これら以外の評価項目を設定することも可能である。(複数でも可)

○ 社会的要請への対応に関する技術提案の例

評価項目(工事現場周辺における対策)	評価方式	加算点	得点
現場作業日数の短縮	住民、道路利用者への影響の指標 (ある特定工種あるいは全体について)	(イ)	1項目 10点 又は 20点 最高点 40点
交通規制日数の短縮	道路利用者への影響、渋滞助長の指標	(イ)	
騒音・振動対策	住民への影響	(イ),(ハ)	
供用性(路面平坦性)	道路利用者への快適性、維持管理性	(ロ),(ハ)	
歩行者の安全確保策	道路利用者、交通弱者への配慮	(ロ),(ハ)	
仮設ヤードの確保策	道路利用者、土地改変への配慮	(ロ),(ハ)	

評価項目（環境に対する影響の軽減）		評価方式	加算点	得点
水質汚濁、防塵対策	住民、環境への配慮	(イ),(ハ)	1項目 10点 又は 20点	最高点 40点
大気汚染・悪臭対策	住民、環境への配慮	(イ),(ハ)		
地盤沈下・土壌汚染	環境対策	(イ),(ハ)		
評価項目（省資源対策又はリサイクル対策）				
リサイクル製品の活用		(ロ),(ハ)		
建設副産物の抑制		(ロ),(ハ)		

注：評価方式は例示であり、評価基準の定め方により適宜適切な方式を採用すること。

各評価項目の評価基準については、下記（a）による定量的評価、または（b）、（c）による定性的評価のいずれかによる。

評価方式	説明
(イ) 数値方式	提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等（標準案等）の数値に0点を与える。その中間の数値には、按分した点数を与える。（小数第2位で四捨五入し、小数1位を基本とする）
(ロ) 判定方式	数値化が困難な場合、優良可等2～3段階の階層を設け、入札参加者の評価項目値が該当する階層を判定し、その階層に応じた点数を与える。例えば3階層とすれば、優に3点、良に2点、可に1点、提案無しに0点を与えることなどが考えられる。
(ハ) 順位方式	数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に0点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。

(4) 総合評価の方法

標準点（100点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「評価点」とする。

総合評価は「評価点」を当該入札者の評価値算出価格で除した値（評価値）の大小をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{評価項目ごとの加算点} \\ \text{評価値} &= (\text{評価点} \div \text{評価値算出価格}) \times 1,000,000 \end{aligned}$$

注：評価値を算出する式で（×1,000,000）は評価値を見やすくするため。

①入札価格評価型

入札価格を評価値算出価格とする。

②基準価格設定型

予定価格算出の基礎となった工事積算を基に評価基準価格を設定する。この場合、評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は入札価格とし、評価基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格とする。

具体的な算出方法は、別紙のとおり。なお、評価基準価格の算定式は非公表とし、値については該当があれば契約締結後に公表する。

$$\begin{aligned} \text{入札価格} > \text{評価基準価格} & \text{の場合は、評価値算出価格} = \text{入札価格} \\ \text{入札価格} \leq \text{評価基準価格} & \text{の場合は、評価値算出価格} = \text{評価基準価格} \end{aligned}$$

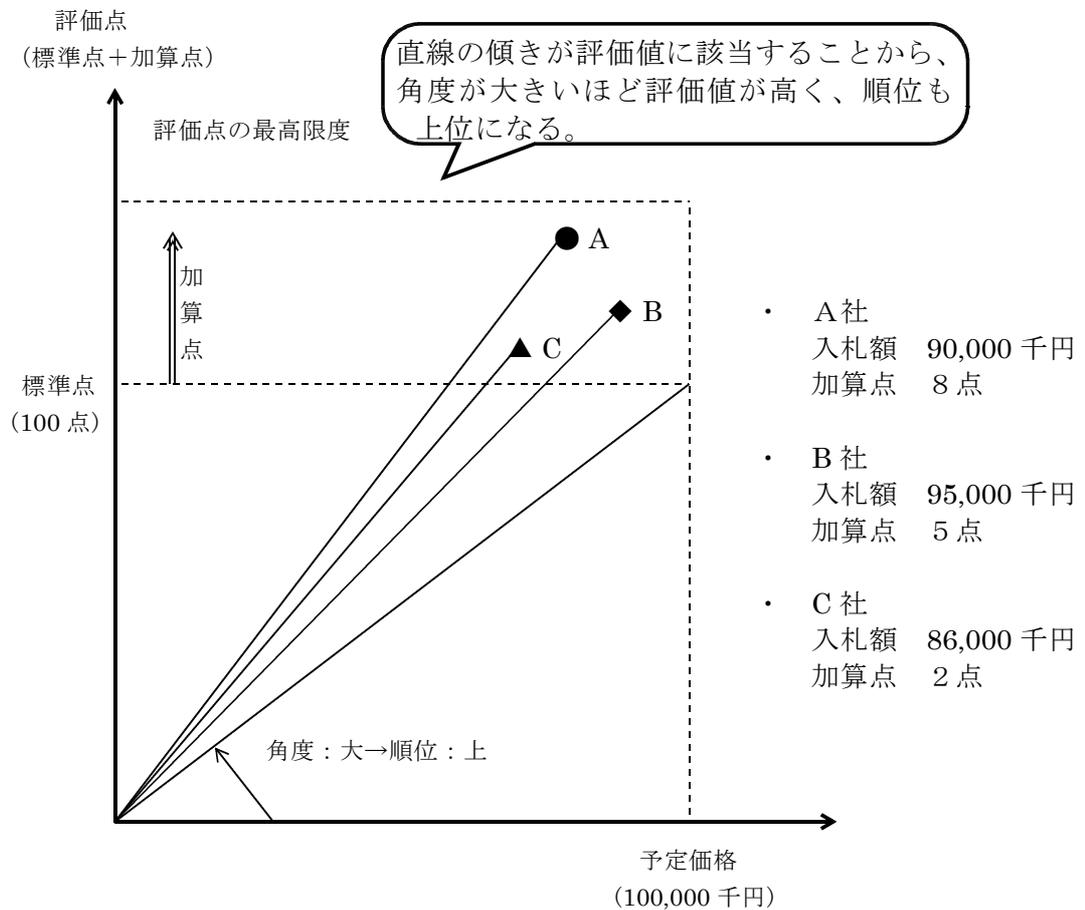
(5) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値（小数点以下の有効桁数は設けない）」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が全く同数値の者が2名以上のときはクジにより決定する。

なお、総合評価方式では最低制限価格を設けず、低入札価格調査制度により落札者を決定する。

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・ 技術提案が発注提示案を満たしていること。

総合評価方式における落札者決定のイメージ（入札価格評価型）



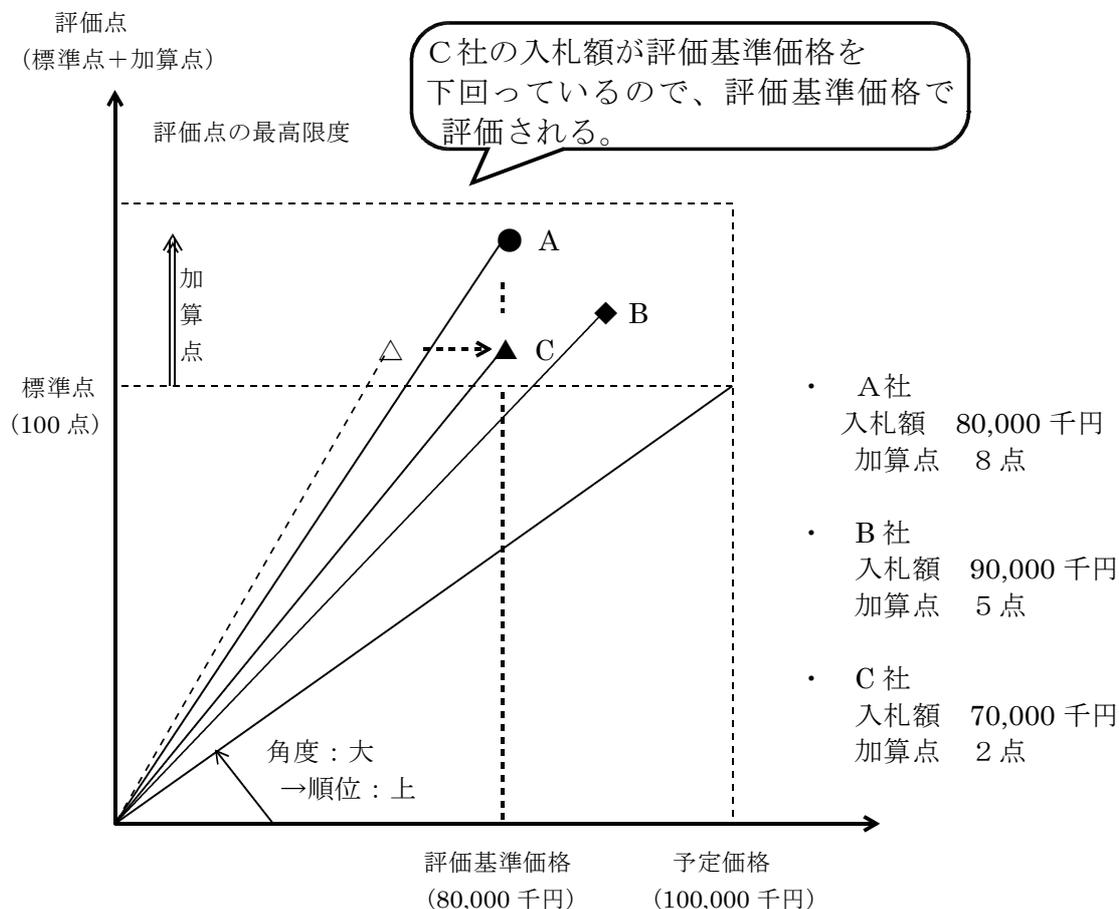
※ 評価値計算例（除算方式）

	A 社	B 社	C 社	備 考
加 算 点	8	5	2	
評価点(標準点+加算点)	108	105	102	
評価値算出価格(入札額)	90,000 千円	95,000 千円	86,000 千円	
評価値(評価点/入札価格)	1.20000	1.10526	1.18604	
評 価 順 位	①	③	②	

注1：評価値は小数点5位までの表示とする。

注2：落札者決定の判定では、評価値の有効桁数は設けない。

総合評価方式における落札者決定のイメージ（基準価格設定型）



※ 評価値計算例（除算方式）

	A社	B社	C社
加算点	8	5	2
評価点(標準点+加算点)	108	105	102
入札額	80,000千円	90,000千円	70,000千円
評価値算出価格	80,000千円	90,000千円	80,000千円
評価値(評価点/評価値算出価格)	1.35000	1.16667	1.27500
評価順位	①	③	②

※ 上と同じ条件で、評価基準価格を設定しない場合の評価値計算例

	A社	B社	C社
評価値(評価点/入札価格)	1.35000	1.16667	1.45714
評価順位	②	③	①

注1：評価値は小数点5位までの表示とする。

注2：落札者決定の判定では、評価値の有効桁数は設けない。

5 学識経験者（委員）からの意見聴取

(1) 意見聴取

総合評価方式により入札を実施しようとするとき、工事執行権者は地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により学識経験を有する者2名以上の意見を聴取する。

- 落札者決定基準を定めようとするときには、学識経験を有する者2名以上の意見を聴取する。
※ただし、当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴き、必要があると意見が述べられたときは、当該落札候補者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(2) 委員

大学教授や国出先機関の職員等18名を福島県総合評価委員として委嘱している。

(3) 意見聴取方法

事務の効率化を図る観点から特別簡易型、簡易型については会議方式により、標準型については個別方式により意見を聴取することを原則とします。なお、落札者を決定する際に改めて意見を聴取する必要があるとされた場合は、個別方式により意見を聴取することとする。

また、特別簡易型、簡易型であっても、発注時期により会議方式により意見を聴取することが困難な場合にあつては個別方式により対応するものとする。

・ 会議方式

意見聴取事務の効率化を図るため、各方部の委員を招集し「福島県総合評価委員会会議（以下評価委員会会議という）」を開催し、県内で予定している総合評価方式対象工事及び当該工事の評価項目・評価基準等について一括して意見を聴取する。

評価会議は、2名以上の委員の出席で成立する。

また、各工事執行機関ごとに2名以上の委員を招集し評価会議を開催して、意見を聴取することも可能とする。

・ 個別方式

標準型や簡易型において対象工事の意見聴取が緊急の場合等の場合には、各工事執行機関ごとに2名以上の委員と日時を調整して意見を聴取する。

6 低入札価格調査制度

(1) 低入札価格調査制度における失格基準について

本県では、これまでも最低制限価格を設定していないWTO案件及び総合評価方式による工事については、一定の基準を下回って入札した場合には、低入札価格調査を行い、品質の確保等を図ってきたところですが、低入札価格調査該当工事等が増加している。（H19総合評価方式の試行案件84件中22件が該当）

このような状況が今後も継続した場合には、企業経営への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せなどにより工事の品質低下につながるリスクの増大、さらには、中間検査や重点監督など行政コストが増加することなどを総合的に勘案して、新たに失格基準を設けることとし、低入札価格調査対象者が以下のいずれかの基準に該当する場合には失格とする。

1) 純工事費に対する失格基準（失格基準1）

純工事費 < 低入札案件の全入札参加者の純工事費相当額の平均額×0.95

※ 入札参加者が3者未満の場合はこの基準は適用しない。

※ 入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額よりも大きい場合については、その額を設計額の純工事費相当額に置き換えた上で適用する。

- 2) 現場管理費に対する失格基準（失格基準2）
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.35
- 3) 一般管理費に対する失格基準（失格基準3）
一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額×0.45

(2) 低入札価格調査制度に伴う他の低入札対策について

上記の失格基準の新設の他、低価格入札の抑止や品質確保の観点から、以下の措置を講ずることとする。

ただし、落札候補者の対応が困難な場合にあっては、落札者決定前に辞退を申し出ることができる。

1) 契約保証金の引き上げ

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、契約保証金を請負代金額の10分の1から10分の3に引き上げた。

2) 前払い金の低減

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、前払い金を請負代金額の4割から2割に低減した。

3) 配置技術者の複数配置

落札者が低入札価格調査制度の対象となった場合は、発注者側において品質確保のため重点監督や中間検査を行っており、また、一般的に低入札工事は、その他の工事に比較し工事成績が低くなる傾向が見られることも指摘されていることなどを踏まえ、配置技術者（監理技術者又は主任技術者）を2名配置することを義務づけた。

(3) 公表

調査基準価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とする。

7 評価内容の担保

落札者決定に反映された技術提案については、県と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置を定めておくものとする。

落札者の責により技術提案に係る工事の履行が困難となり、再度施工が合理的でない場合のペナルティは次のとおりとする。

なお、試行期間中においては、入札参加資格制限、工事成績評点の減点とする。

【入札参加資格制限】

1 虚偽記載の場合

- ・対象：入札前の調査資料、低入札価格調査に係る提出書類、契約後の提出資料
- ・期間：1～12ヶ月

2 不正又は不誠実な行為

- ・対象：施行体制事前提出方式、元請下請適正化指導要綱に基づく指示に従わない場合等。低入札価格調査に関し、事情聴取に応じないとき、若しくは、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等があった場合。
- ・期間：2ヶ月

【工事成績評点の減点】

- 1 建設事務所・農林事務所（又は本庁）の工事成績評定評価委員会において、履行できなかった工事内容等を検証し、必要に応じ工事成績の減点数を決定する。
- 2 減点した工事成績を請負工事成績評定通知書実施要領に基づき通知する。